

# 足立区議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例

(平成2年12月17日条例第61号)

改正 平成7年3月31日条例第17号

平成10年3月31日条例第9号

令和3年7月12日条例第35号

## (目的)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第172条の2の規定に基づき、足立区議会議員（以下「議員」という。）の選挙において選挙公報を発行し、もって議員の候補者（以下「候補者」という。）の氏名、経歴、政見等を選挙人に周知させることを目的とする。

## (発行)

第2条 足立区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、議員の選挙について選挙公報を発行する。

2 選挙公報は、候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載し、選挙ごとに1回発行する。

## (掲載の申請)

第3条 候補者は、選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文及び写真を添えて、第36条の4第1項及び第2項の規定による立候補の届出の日に、文書で委員会に申請しなければならない。

## (品位の保持)

第4条 候補者は、前条の掲載文には、他人の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報の品位を損なう文言を記載し、又は記録してはならない。

#### (掲載の方法)

第5条 委員会は、第3条の申請があったときは、掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。

- 2 1の用紙に2人以上の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合においては、その掲載の順序は、委員会がくじで定める。
- 3 第3条の申請をした候補者又はその代理人は、前項のくじに立ち会うことができる。

#### (配布)

第6条 選挙公報は、当該選挙に用いる選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して選挙期日の前日までに、委員会が配布するものとする。

- 2 委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、同項の規定により配布すべき日までに、新聞折込みその他これに準ずる方法による配布を行うことによって、同項の規定による配布に代えることができる。この場合においては、委員会は、足立区役所、区民事務所その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。

#### (発行を中止する場合)

第7条 法第100条第4項の規定に該当し、投票を行うことを必要としなくなったとき、又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報の発行の手續は中止する。

#### (委任)

第8条 この条例に規定するもののほか、選挙公報の発行の手續に関し必要な事項は、委員会が定める。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成7年3月31日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成10年3月31日条例第9号）

この条例は、平成10年6月1日から施行する。

付 則（令和3年7月12日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。